

第九節 災害とその予防

1 消防の変遷

実火 災の 態の

この地方は農家・商家を問わず、萱葺屋根ばかりであったから、一度火災が発生すると、いつも大火になる恐れが十分あった。特に三月末から五月にかけての期間は、季節的諸条件がかさ

第111表 主要火災一覽表

年 月 日	罹災地域	罹災戸数など
明治5・11・27	石那田村(仲町)	五戸
" 11・4・5	石那田村(仲町) 馬場村(上町、出町)	百二十戸 棟数 四百八十余 焼死者 一名 太兵衛火事
" 17・5・8	山口村新地	二十五戸 棟数七十六棟
" 21・旧8・14	馬場村	五戸
" 29・5・1	鮎貝村黒鴨	二十三戸
" 30・5・21	荒砥町(馬場石那田)	二百三十二戸 丑火事
" 31・5・5	荒砥町新町	十一戸
" 38・旧4・21	荒砥町新町	七戸
" 41・6・8	蚕桑村横田尻	三十二戸 棟数 九五
昭和6・5・6	荒砥町馬場	三十二戸 棟数 六五 大三火事
" 15・3・30	蚕桑村横田尻	八十戸 焼死者 五名

なって、火災の発生し易いときで、過去に於いて幾度となく、苦い経験を積んできた。明治五年以降のもので、代表的な火災をとりあげると、第111表のようになる。

これで明らかな通り、三月から五月にかけての火災が大火になる。俚言に、「泥棒は一背負い、火事は柱ごと」というのがある。空巢に入られても、被害は背負える範囲なので、たいしたことはないが、火事は家全部を消滅するので恐ろしい、という意味である。事実罹災地はいつの場合も惨憺たるもので、焼跡の整理、住宅の建築を行いながらも、毎日の

農作業は欠かせず、どうにも動きのとれない日々が続く状況から、あるときは心ならずも悪事をはたらく人もあった。

次に、前掲の火災の中から、幾つかの実情を述べよう。

(1) 太兵衛火事の場合

明治十一年（一八七八）四月の火災であるから、消防体制も現在と異なり貧弱だったとはいえ、一二〇戸、四八〇余棟の火災は大き過ぎる。このような大火になると、親類縁者だけの救援だけでは追いつかなくなるのは当然で、差し当たつての食糧などは、隣村から届けられている。次は、それらを語る資料である。

十一年四月五大火ニ付十二、十三小区ハ勿論小出ヨリ下第二大区内モカミノ今平村ニ至迄加勢ニ来ル其節松川大水ナリト雖速ニ来ルコト如神也火勢静ニ成哉否当村ハ焚出シヲ本宿草木^江命手配ヲ至シ区務所^江行此夜戸長留主副戸長方引ク依テ予耆人不眠^而焚出シ届等ヲ記載ス十王村ヨリ四俵半神速明ヶ前ニ送ル鮎貝村ヨリ二十名テ耆石ノ焚出シ来ル予記載ス明六日夕迄内ニ不帰相勤候也火元者中町太兵衛ニテ下モ梅津伊三郎ニ行道有中町横町長谷残ラス上町ハ大[●]ノ前迄西ハ八幡社ノ口^{金夫ノ宅ネハグ}ノ前迄出町ハ善作ヨリ残り西ハ山形屋ヨリ残り古今未會有之大火也井戸小屋雪隠小便所之類合計^而棟数八百有余ト号ス前頭之体裁ニ付盜賊沸騰シ他ヨリ来ル有且ツ焼失ノ仲間ニテ悪心ノ人物夜明迄他ノ器品ヲ運盜スル有言語同断ノ形勢也

十王村差配人 南 波 正登記

〔南波家文書、山形大
学付属郷土博物館蔵〕

この資料によると、消火のため、上は長井から下は西五百川村今平に至る間の消防夫が、折りからの洪水をものともせず、迅速果敢に馳せつけてくれたことが分るし、それに対する地元民の感謝の気持が、「如神也」の一

言に集約されている。罹災者のうち、困窮者三九戸があるが、余りに多いので、その中から極難の者三戸だけにしぼって、救助の法を講ずることにしたことが記載されている。

(2) 田尻大火の場合

① 明治四十一年六月の大火

明治四十一年六月八日午後十一時頃、蚕桑村大字横田尻(東)の農家から出火、折からの小風にあおられて次々に燃え移っていった。横田尻(東)は南北に一行をなす部落であつて、火元が南端近くであつたから、南風にのつて火は北へ北へと燃え拡がり、たちまちにして本家三三棟、土蔵二九棟(内二棟焼落)、納屋三一棟その他二棟、合計九五棟を焼き尽くし、翌朝九日午前一時半頃鎮火した。丁度春蚕の最盛期であつたので、桑置場に置き忘れた提灯が大事のものであつた。

蚕桑村では緊急村会を召集し、対応策を協議したことは勿論であるが、各区長・学校・消防団・青年会などが中心となつて、義援活動や後片付けなどに力を尽くした。郡内の各町村も、郡長の呼びかけに応じ、一口一〇銭の義援金募集に参加し、それぞれ援助の手を差しのべている。こうして集まつた義援金は、第一回目だけで四一八円五四銭であつたが、これは本屋焼失者七分、本籍者にして借家のもの四分、寄留者二分の配付歩合を定めて按分した。

この火災の被害の甚大なことは前記の通りであるが、被害をこれ程大きくした原因は水利の不便さにもあつた。そこで横田尻の有志が協議の上、村当局に次の請願書を提出している。

請 願 書

謹テ請願仕候要旨ハ事横田尻東区ニ対スル重大ナル利害関係ヲ有スルヲ以テ左ノ二項ニ付区会ノ決議ヲ経テ相当ノ設備

相成度候

第一 田水用トシテ西山「カレイ」沢ノ疏水工事ヲナスコト

右ハ従来ノ堰ヲ修繕シ常時不断人夫ヲ遣ハシ疏水ニ故障ナキ様掃除スルコト

第二 火災予防用トシテ横田尻東区内上中下の中央部參ケ所ニ貯水池ヲ設クルコト

右ノ構造方ハ六尺立方ニシテ松材四方置ミ上ニシテ上部ハ杉又ハ栗材ヲ用キ壱ケ所予算金拾五円以内ノ見積

右二項ノ必要ナル理由 第一ハ横田尻東区水利便ノ致ス所田水ノ不足ヲ生シ度々旱害ヲ被ムルヲ以テ田水ノ不足ヲ未然ニ予防スルニアル事、第二ハ横田尻東区ハ村落ナルニモ係ハラス人家櫛比シテ町家ニ異ナラス從テ明治四拾壹年六月ニ於ケル一朝不慮ノ災害ニ罹ル場合ニハ区ノ全般ヲ挙ケテ烏有ニ歸スルコト之アルハ誠ニ遺憾痛哭ノ極ニ有之ノミナラス其損害モ頗ル過大ナル者ニ有之候之レカ予防トシテハ本区ノ如キ水利不便ナル所ニアリテハ貯水池ヲ設クルハ最モ必要最モ急務ニ有之候事今ヤ文明ノ發達ト共ニ火防ノ実其組織完全ナリト雖火防夫ノ如何ニ勇猛ナリト雖モ一朝水ナキニ於テハ只施スル術ナク空シク火勢ノ暴威ヲ逞スルノ止ムナキニ至ル之レ我々区民黙止スル能ハザル所ニ有之候ニ付謹テ此ニ請願仕候儀ニ之レアリ候条何分ノ御詮議相成度切ニ請願仕候也

明治四十二年三月

横田尻東区請願者

丸川源藏 丸川熊次 渡辺吉藏 馬場忠兵衛 木村磯次 丸川右仲

印 印 印 印 印 印

蚕桑村

村長 高橋利兵衛 殿

〔蚕桑村
文書〕

この請願文の中に、「一朝水ナキニ於テハ只施スル術ナク空シク火勢ノ暴威ヲ逞スルノ止ムナキニ至ル」とあるが、四十一年の大火から受けた強烈な実感なのである。その時の水への執着が人々を動かし、この請願書になったと考えられる。村当局がそれに応えたことは、改めて言うまでもあるまい。

② 昭和十五年の大火

蚕桑村横田尻（東）は、度重なる大火の洗礼を受けている。南北に走る道路の両側に、大きな萱屋根が軒を連ねるといふ状態が、大火の一因なのかも知れない。

田尻大火のうち、最も被害の大きいのは、昭和十五年三月の火災である。南端に近い火元からの火の粉が、折りからの南の季節風に飛ばされ、数個所に飛火延焼し、恰も数個所から同時に出火したも同然となったので、百数十棟に及ぶ建物は、またたく間に燃え落ちてしまった。昭和十五年と言えば、東田尻は所謂「蚕どこ」で、大きな蚕室が軒を並べ、その偉容は全国でも珍らしいとまで言われていた頃である。当時の消防設備は現在程ではないにしても、自動車ポンプ、ガソリンポンプが整備されていた。しかし、運悪く、当日はそれらの器材は一切使えなかったのである。使うべき消防手が、全員不在だったからである。消防手たちは、午前中荒砥小学校における消防講習会に出席中で、荒砥町を含めた一町五ヶ村の消防手と共に集結していた。馳けつけたときは既におそく、応援に来たポンプも、一本道のため南口、北口で止まらざるを得なかったから、殆どの家が、一滴の水も注がれることなく灰じんに帰してしまった。

この大火も悲惨であった。しかし、さまざまな教訓を残してくれ、以後の災害対策に生かされている。一つは、消防関係行事の持ち方に対する配慮であり、もう一つは、道路新設の必要性で、これは罹災後直ちに実行に移された。田尻大火については、『蚕桑村郷土誌』に詳しい。

予 火 災

火災が悲惨なものであることは、すべての人々が十分に承知していた。それにもかかわらず、前述の通り数多くの火災が発生している。人々が何とかして火事を起こすまいと心を配っている隙をねらって、災害はやってきた。

(1) 夜 廻 り

火災は夜間が多い。そこで、人々が寝静まった後の火の用心をするため、当番を定めて自分たちの部落を巡回するのが夜廻りである。どこの部落にもあった、火災予防上の直接的対策である。

夜廻りの具体的な方法になると、夫々異なってくるが、一例として鮎貝地区の場合を述べてみよう。

鮎貝村大字鮎貝は、四つに分けられた。八幡・大町・内町・新町である。この四つの区域を護るため、大夜廻り当番、小廻り当番、消防当番の三当番があった。大夜廻りは四つの区域から一人ずつ三名、小廻りはそれぞれの区域から順番制で二名、消防当番は消防組全体から二名（法被着用）が当たった。



なりご
第66図：夜廻り用鳴子

小廻りは自分の区域だけを廻るので、大夜廻りと消防当番は別々に巡回はするが、小廻りを監督する形であった。大町地区の小廻り当番には、火の用心と書いた巾一尺五寸（四五センチメートル）、長さ三尺（九〇センチメートル）程の旗と、帳面とが一緒に廻ってくる。当番に当たると、寝頃（夜の十頃）から翌朝の三時頃まで一時間おきに巡回する。巡回の途中、測溝の板橋を木の杖で突き鳴らして夜廻りであることを知らせると同時に火の用心を呼びかけ、火災発見のときは、直ぐ半鐘を打ち鳴らした。

他所では小廻りの道具として、色々なものが用いられた。荒砥では拍子木を叩くところ、鉄棒に金輪をつけたものを縄で引っ張って歩くところなどあった。東田尻は厚板に金輪を取りつけたもの（ナリゴと呼ぶ）を背負い、歩きながら尻に打ちつけて音をたてさせた（第66図）。どの用具を使うにしても、音をたてて注意を喚起する点

は共通している。

夜廻りには火災予防の他に、盗難予防という目的をもつものもあつた。これについて、大正八年九月に定めた鮎貝村拾式番組の作物番帳を見よう。

定 拾式番組中

夜番之儀ハ雨天ヲ除ノ外午後六時頃大略夕飯前ヨリ左記式人宛壺組トシテ式組ヲ当番トシ壺組ヲ明ケ番ニ停止シ壺組ハ警戒ニ勤メ交代ニ無止時相勤メ夜ノ明ケル迄無怠慢相勤メ可万一盗人等見届候時ハ無猶予可届出者也
(組合せは省略するが、五反歩以上の者、以下の者に分け、以下の者は五分引きになつてゐる)

〔鮎貝村
文書〕

当時盗難に会うものは、稲・桑などが大きいものであり、だからこそ、反別によつて出勤回数に差がつけられたものであろう。

こうして人々は春から秋まで、自らの手で己を守つた。

(2) 古峯原講、俗信

以上のように自衛策は講じてても、尚限度があることを人々は知つていた。人力の及ばない面は、神の力に頼るより外はなかつた。古峯原講は、そうした人たちの集まりである。

古峯原講は、栃木県鹿沼市の古峯ヶ原にある古峯神社を信仰する集団で、白鷹町のどの部落にもあり、どこの家も加入していた。毎年一定金額を積み立て、くじで代参人をきめ、講中分のお札を受けてきて配り、かまどの近くに貼つて、火難除けのお守りにした。

こうした民間信仰の他に、古くから伝承されてきた火災予防の俗信として、次のようなものがある。

・二月最初の「みずのえたつ」の日に、東五十川の「宥日上人産湯之井」の水を建物にかけると火事に会わな

い。

・ 建物の上棟式のとき投げる銭を拾って、自在鍵に下げておくこと火難を防ぐ。
・ 正月十五日の「だんごの木」はみずきなので火を防ぐから、だんごの木で「鍵」を作って火棚に下げておく
とよい。

・ 近所に火災があったら、女性の赤い腰巻を広るげ、それで煽ぐと類焼しない。

・ 西村山郡大井沢から売りにくる牛の絵を貼っておくと、火伏せになる。

人々はこうした俗信を守って、何とかして火難から遁れようと努力した。と同時に、火そのものも恐れ、敬い、毎朝囲炉裏に火をおこすときは、塩を振って清めてから使ったし、囲炉裏には不浄なものをくべてはいけない、と嚴重に注意した。こうして、火に対してはあらゆる方面から策を講じ、万々一にも火災に遭わないように努力してきた。しかし、実際には前述の通り数多くの、しかも大火に見舞われてきたのである。火災が発生してしまえば、被害を最小限度に喰い止めるほかない。それには、消防力に頼らざるを得ない。次に、白鷹町の消防の変遷を見よう。

(3) 消防の変遷

明治二十七年（一八九四）二月、勅令によって消防組規則が制定された。この規則制定により、従来の市町村条例による義勇消防組の設置は廃され、知事の管掌となり、組織・運営が全国的に統一された。

この規則によれば、消防組の設置基準は市町村が単位で、組頭・小頭・消防手によって組織され、必要経費は市町村が負担することになっている。組織の中心である組頭・小頭は、消防手から選ばれる仕組で、その消防手は十八才以上の男子の中から警察署長が任命する。消防手の役割基準は、次の通りである。

纏持 一人 旗、高張提灯一人
ポンプ一台につき 指導者一人 吸管持一〜二人 管鎗持一〜二人 水管中持一〜二人

竜吐水の場合 水運び（水桶の数に応じ）

梯子持（一脚につき一〜二人）

鳶口（鳶口の数に応じ）

信号担当一人 警鐘（一台に二〜三人）

この規則制定によつて、それまで各市町村毎に組織していたものが、全国同一基準になつたことの意味は大きい。とは言つても、それまでの消防組の性格、消防施設が一変したのでは決してなく、組織でも役割でも、それまでのものが継承されたと言つてよい。任命制以前の義勇消防組時代の器材、人員割を見ると、明治十年九月、高玉村い組の場合は、次のようになっていた。〔蚕桑村文書〕。

高玉村い組器械

一纏 壺本 一籠 壺本 一高張 壺本 一竜吐水 壺挺 一水桶 拾四個 一階子 壺脚 一鳶口
拾挺 一消札 五枚 一手灯 五

高玉村消防人員割 い組

組頭 一名 副組頭 一名 纏 一名 籠 一名 高張 一名 竜吐水掛 一名 竜吐水 八名 水桶掛 二名 水
桶 十五名 階子 二名 鳶口掛 一名 鳶口 十名 消札 一名 札取締 一名

高玉村い組の場合は、総勢四十六名になっているが、勿論組により村により異なっており、鮎貝村い組の場合
は、次の通りであつた。

旗章高張 二名 纏長 一名 纏持 二名 階子 四名 鳶口 十名 竜吐水長 一名 竜吐水 八名 水桶 十八
名 器械世話係 二名 消札 一名



第68図：火の見櫓（菟野山道）



第67図：竜吐水（瑞竜院）

鮎貝村い組は合計四九名で、この他に組頭一名、副組頭一名、更に里正一名が加わるので、総勢五二名になる。鮎貝村の場合、い・ろ・は・に組の四組（後にほ組まで五組となる）で編成されており、このうち、に組には葉籠係（一名）という役割もあった。

このような組織の消防組が威勢よく立ち働らいたのは、火消しと言われた江戸時代も、明治の御代も同じであった。火

災が起ると、直ぐ半鐘が打ち鳴らされる。その半鐘が「じゃん」と一打鳴り終らないうちに、火防夫は家を飛び出すものと言われていたが、それ程使命感に燃えていたからこそ、何ものも恐れず威勢よく働いたのであろう。

火事場に於ける活動が特に顕著な者に対しては、夫々町村長より賞が授けられている。賞には抜群の功ある者是一等、それに次ぐものは二等と分けていたようで、次の記録がある。

明治十九年八月十八日夕の栃窪火災につき火防夫働人名（人名省略）	
老等	い組 四名
	ろ組 四名
	は組 五名
	に組 七名
	ほ組 三名
計	二十三名
二等	い組 七名
	ろ組 九名
	は組 十二名
	に組 五名
	ほ組 五名
計	三十八名

火防夫出勤之内右人員擢働仕候間相当ル賞賜御下渡被下上申仕候也

明治十九年八月十九日

鮎 貝 村 長 殿

鮎貝火防夫 副 組 頭
組 頭

〔鮎貝村
文書〕

尚、こうした火災の記録を見ると、「竜吐水運搬ニ付荷車三軒ヨリ一挺宛借用 右ハ一人ツツノ人足ニ御入帳被下度上申仕候」というのがあるから、竜吐水は荷車で運んだこと、そのため荷車を徴用し、それを一人前に見なしたことなどを知り得る。

火災現場での働きの抜群の者につき、組頭から前記のような上申書が出されると、村長は幾許かの賞金を与えていた。次は、その一例である。

一、三両三分 明治六年十一月十日樋口清兵衛出火ニ付働キ者二十五人へ御賞
一、二分 右同断 田尻村^江賞礼

〔前掲
文書〕

このように現場で勝れた働きをしたものには、時期を失せず褒賞を与えたから、不平を言う者もなく、火防夫を誇りとして働らくことができたものであろう。

こうした義勇消防組を、町村条例で明確に位置づけしたのが、明治二十四年（一八九一）四月制定の町村火防条例である。この条例は、本文の後に付加されている理由書に明らかのように、内容的に新らしいものではなく、従来より不文律として行なってきたことを、条例にまとめたものに過ぎないから、この条文を見ると、当時の消防の実態が分ることにもなる。以下は、蚕桑村の条例が村会に提案されたときのものである〔蚕桑村文書〕。

蚕桑村火防条例

第一条 全村ノ毎戸本籍寄留ノ別ナク男子老名宛ヲ出シテ火防ニ加ハルノ義務ヲ有ス

第二条 火防費ハ村費又ハ区費ヲ以テ支弁ス其支出スヘキ各項目ノ規定ハ別ニ村会又ハ区会ノ定ムル所ニヨル

第三条 左ノ各項ニ当ルモノハ火防夫ヲ免除ス

一、 婦女子己ニシテ男子ナキ者

二、 年齢五十年以上ノモノ及十七年未滿ノモノ

三、 不具廢疾ニシテ其役ニ堪エサルモノ

四、 陸海軍役ニアルモノ

第四条 左ノ各項ニ当ルモノハ火防夫ヲ猶予ス但其事故止シタルトキハ第一条ノ例ニ由ル

一、 孤独者

二、 他村又ハ他府県ニ寄留セシ者

三、 官吏学校教員教導職村吏及村区會議員ノ現職ニアル者

四、 中学校以上ノ学校ニ就学スル学生

五、 疾病ニ罹リ全治ノ予知シ難キ者

第五条 本条例ノ外火防夫取締上ニ係ル細則ヲ設クルトキハ別ニ村会若シクハ区會議員ノ評決ヲ經テ施行スヘシ

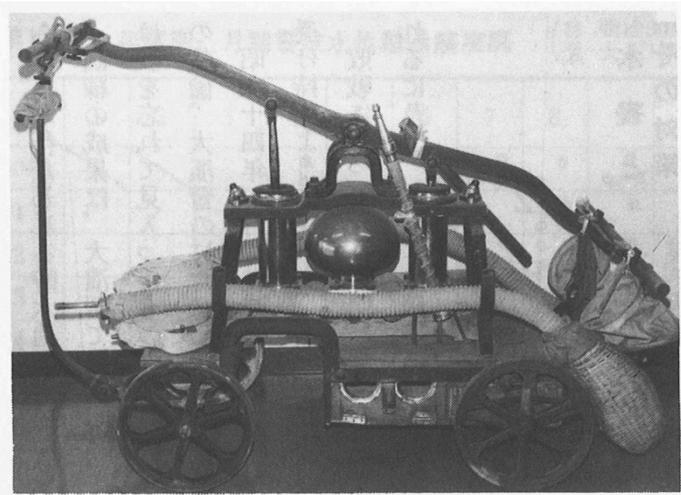
理由

本条例ヲ要スルノ理由ハ凡ソ町村内住公民ノ権利アル者ニ対シ國家ニ於ル徵兵事務ト其轍ヲ同シ尤モ重大之負担ヲ担ハシムルモノナルヲ以テ其義務ノアル所ヲ公然規定シ村内ノ住公民ヲシテ以テ知ラシメ以テ依ラシメントスルモノナリ本条例ノ各条項ノ如キハ敢テ今般新ニ制定シタルモノニ非スシテ從來ヨリ貫行シタル不文ノ規定ヲ今回改テ有文ノ法規トナセル己今や人文ノ發達ト共ニ其權利義務ニ関スルモノハ明ニ規定スルノ必要ヲ生セリ然ラサレハ所理スルノ道モ困難ナリ之レ今日ノ本条例ヲ制定スルノ止ムヲ得サル所以ナリ

この提案は慎重に審議された結果、原案のまま通過し、明治二十四年四月七日付で、許可を得るために内務大臣宛送付されている。町村内に居住する権利をもつ者に対し、共同して火防に加わることを義務づけているのは、兵役義務と同じ轍であるとする考え方が、不文律ながら守られていたからこそ、猛火を恐れぬ消防手の活躍があったのかも知れない。このような各市町村の消防組も、時代と共に組織に変化が見られ、明治二十六年五月の鮎

員組四番消防規約証には、「甲、乙二種ニ分ケ、乙ハ予備組トシ、他地区火災ノ時組内ヲ巡回警戒スル。火災現場デハ一切頭取ノ指示ニ従フコト。出火ノ時不参ノ者ハ事由ヲ頭取マデ届出ルコト。違反者ハ罰金貳拾銭トス。」と定めてある。乙は予備組で、甲が常備組なのであろう。こうして常備消防、予備消防の二本立によって万全の態勢がとられてきた。

消防の組織はこのような変遷を辿ってきたが、肝心の器械の方はどうか。『荒砥町誌』によれば、荒砥上町消防組では、明治十八年にポンプを購入したが、これが当地方最初のポンプで、以後各地で購入されるようになった、と述べている。



第69図：十王本宿のポンプ（白鷹町中央公民館蔵）

調査を、国立国会図書館参考書誌部に依頼したが、監獄石川島の名称が使われたのは、明治十九年七月から同二十四年四月までの五年間で、その間に三十数台のポンプを造っているということ、製造番号から見て、明治二十四年頃に造られたものであり、当時購入されたのであろう。その後種々手が加えられてきているが、この時期を前後して各地でポンプ購入が行なわれており、荒砥横町は明治二十二年、仲町・出来町は同二十四年、そして三十年には、荒砥の殆どの地区で新調している。これらは、何れも腕用ポンプであった。ガソリンポンプが最初に購入されたのも荒砥地区で、大正十三年（一九二四）五月のことであった。ホース五本付、手曳きながら、威力の大きさに驚ろいた。

昭和初期になると、白鷹町全域でガソリンポンプを設備し、消防力も一段と向上した。特に荒砥地区は、ガソリンポンプ一台、腕用ポンプ一台と県下随一の設備状況を誇っていた。昭和六年の所謂大三火事の発生により、更に消防力強化の必要性を痛感し、自動車ポンプを購入して、常備消防署を設置し、三名が交替に勤務するようになった。

消防組もポンプが整備され、町村の字単位にポンプ庫が出来上ると、ポンプを中心に再編成されることになった。

消防手は、常にポンプの操作に熟練していることが大切である。そのためには折に触れ練習しなければならぬから、毎年行なわれる貯水池の清掃などにも、火災本番のような意気込みで訓練した。

訓練の成果は、大演習で披露した。小学校の校庭に、村中のポンプが勢揃いして放水する様は壮観で、子どもたちは我を忘れて見入ったもので、わが部落のポンプが一番高く上ったと、それぞれ自慢があった。大演習の前に、機械の整備、大演習の打合せなどとする訓練は、現在と同様内演習と呼ばれた。

昭和十四年一月、戦時体制がすべての面に浸透すると、消防もそれまでのように、防火・消火だけでなく、防空も受け持つようになって、名称も警防団と変り、防空演習の指導や、竹槍訓練の中心となって活動するようになった。

敗戦によって、警防団は解散した。そして昭和二十二年四月に消防団令が、続いて二十三年七月に消防法が制定されるに及び、新らしい消防団の活動が開始された。

2 天災地変

その水害と対策

恐ろしいものを数えあげるとき、「地震、雷、火事、親父」という。地震と雷が第一に数えられるのは、天災地変の恐ろしさを言い伝えてきたからかも知れない。「泥棒は一背負い、火事は柱ごと」という俚言風に考えれば、洪水のような天災は、土地ごと流されてしまうからもっと恐ろしいし、地震のような地変は、そのために火災も発生したり、沼の堤防が破れて洪水になったりするから、その被害は火災以上になるのは確実である。だからこそ、こわいものの代表のように地震と雷をもってきたものであろう。

第112表 年度別、月別警戒水位超過頻度調 (自明治30年3月 至大正12年12月)

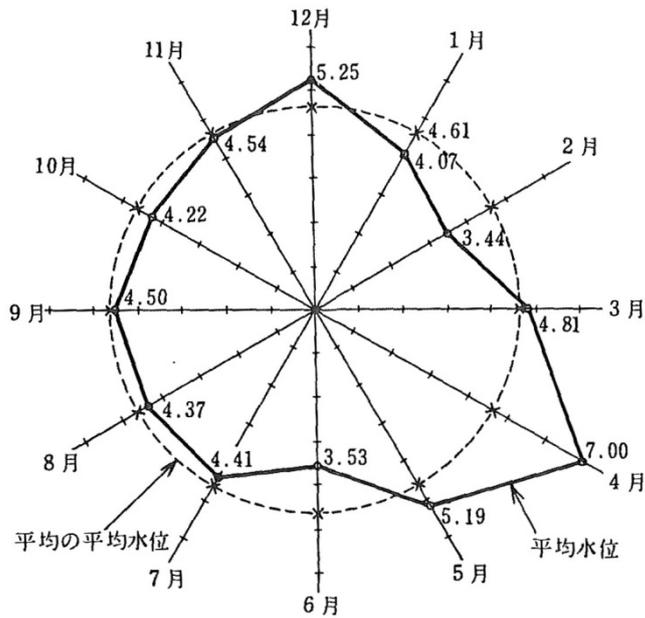
年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
明治30年					●○○○	○		○○○	○	○○○			
	31				●○○○		○○○		○○○	○○○			
	32		○	○○○	○○○		○○○	○○○	○○○	○○○	○		
	33				●○○○	○○○		○○○	○○○				
	34							○○○	○				
	35		○○○	○○○	○○○	○		○○○	○○○	○○○	○○○		
	36		○										
	37				○○○○	○○○		○○○		○○○			
	38		○	○○○	○○○	○○○		○○○	○○○	○○○			
	39		○○○	○○○	○○○								
	40				○○○				○○○	○			
	41		○	○○○	○○○	○○○						○	
	42			●○○○	○○○	○	○			○○○			
	43		○	○○○	○○○		○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
	44			○○○	○○○		○○○	○○○	○○○	○○○			
大正元年		○○○	○○○	●○○○	○○○		○○○	○○○	○○○	○○○			
	2			○○○	○○○		○○○	○○○	○○○	○○○			
	3		○○○	○○○	○○○		○○○	○○○	○○○				
	4			○○○	○○○	○○○	○○○				○		
	5				○○○		○○○	○○○				○	
	6		○○○	○○○	○○○		○○○				○○○		
	7		○○○	○○○	○○○							○	
	8		○○○										
	9		○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		○○○	○○○			
	10			○○○	○○○	○○○							
	11		○○○		○○○								
	12		○○○	○○○	○○○		○○○						

(注) (1)警戒水位は零点より8尺とする。
 (2)広野観測所量水日月表により作成。
 (3)○が水位8尺を超えた1日をあらわし、●は10日をあらわす。
 ×印は水位が10尺を超えた観測日があることを示す。
 (4)観測時刻午前6時と午後6時である。

(1) 水害の実施

最近のように治水工事が進むと、水害の頻度は少なくなった。もともと、それだけに、一度発生すれば被害は測り知れない程のものになる。

昭和十年前後までは、松川水系の野川・白川共に治水工事は施されていなかった。従ってこの頃まで、松川の増水は日常的で、特に春の融雪期から五月の梅雨にかけての増水は、毎年の季節的出来事であった。高玉から東横田尻にかけての松川は、広々とした河原をもっていたが、この季節には一面に濁流が渦を巻き、夏季の穏やかな松川とは似ても似つかぬ大河の様相を呈した。



第70図 明治30年3月 同35年2月 月別平均水位図
(単位 尺)

その実態を最上川筋広野観測所の、「量水日月表綴」

〔広野、飯蔵 文太郎氏蔵〕 から拾いあげてみよう。第112表は、当時警戒水位

として扱われていた水位八尺(二・四メートル)を越えた日数を調べたもので、この表から明らかかなように、四月が最も多く、七、八、九月がこれに次いでいる。特に注目すべきは七、八、九月には水位が一〇尺を越える度数が多いことである。所謂集中豪雨である。

第70図は、明治三十年三月より同三十五年二月までの各月の平均水位を示すものであるが、七、八、九月の平均は五年間の平均の平均値と略等しいことから、この中で、水位が一〇尺を越えることがあることは、集中豪雨を示すものと見

てよいであろう。

河川が増水すれば、それが雪解け水であれ、集中豪雨であれ、河岸が流失するのは当然のこと、その度に最上川兩岸の村々は対策に苦慮してきた。

記

去ル本月四日降雨出水ニテ高玉八景下最上川筋左岸沈床工事約二十間切流セリ夫レカタメ護岸堤塘ヘモ影響シ若シ一朝出水該堤塘破壊汎濫スルニ於テハ横田尻地内ノ損害夥多シキ状況ニ有之候ニ付不取敢高玉横田尻両区共同急破修繕工事施行ノ儀置賜土木監督署ヘ(要スレバ本県庁迄モ) 出願出頭費トシテ金貳拾五円以内支出ノ必要有之候ニ付明治四十年横田尻区費歳入剰余金ヨリ以上支出致度候条御協賛相成度候
追テ賛否ハ御氏名下ニ明記相成タシ

〔蚕桑村
文書〕

右の一文は、明治四十一年五月十一日付で、蚕桑村長高橋利兵衛から区会議員に、持ち回り会議の形にして提案されたもので、出水による沈床流出が、護岸にも影響するので、早急に補修工事を監督署へ要望したいというものである。区会議員は、橋本初太郎・金田平三郎・船山仁助・鈴木七三郎・丸川鶴松・芳賀中一・馬場忠兵衛・鑪源右衛門であったが、賛成の意志表示をしたことは勿論である。

翌明治四十二年四月七日にも降雨出水(最高水位一尺八寸)があり、「最上川筋字雪舟町下ニ堤防急造ノ必要シタ」ので、高玉区では、区費の歳入出予算を変更してその経費を捻出している。雪舟町下から東横田尻浦、鮎貝浦にかけては、松川がくねくねと蛇行するところであるから、この地区では出水の度毎に何処かが崩壊する運命にあった。だから県も国もここは何とかしなければと思いつつも、難所だけに思いあぐねていた。

国や県が思案している間にも、一雨来れば川岸が削り取られ、一緒に畑の作物や桑園までが流され、困るのは農民である。高玉・横田尻・鮎貝と言えば、県下有数の養蚕地帯で、しかも川原前の桑園は、蚕種製造には不可

欠の蛆のつかない桑である。それが流されては、生活がおびやかされることになる。

上川原築堤之儀ニ付請願

当地ノ利益幸福ヲ増進センニハ善美ナル桑園ヲ多出セシメ蚕児ニ供スルハ必要中ノ一ナルモノト信ジ兼テ桑園保護ニ注意シツツ有之候処横田尻古川以南数十町歩ノ桑園ハ松川洪水ノ度毎ニ高玉堤防ノ下方ヨリ盗流スル水勢ノタメニ荒ラサレ桑樹衰弱ニ傾キ其惨害黙シテ見ルニ忍ビザル次第ニ御座候依テ本会モ多少ノ人夫ハ納メ可申候ニ付損害ヲ蒙リ居ル地主並ニ小作者御調査ノ上適當ナル有志人夫ヲ寄附セシメ來春融雪洪水以前迄ニ完成ノ目的ヲ以テ高玉堤防下ヨリ約百間ノ長サニ水防築堤被下度本会ノ決議ニヨリ關係区长ノ賛成ヲ得茲ニ謹テ請願仕候也
明治四拾參年拾壹月

横田尻実業会長

丸 川 鶴 松

馬 場 忠兵衛

小 林 小四郎

本 木 宇左衛門

蚕桑村長 丸 川 作 平 殿

〔蚕桑村
文書〕

水害対策が素早く打ち立てられない事に対するいらだちは、「本会モ多少ノ人夫ハ納メ可申」と労力提供を申し出させ、地主や小作者にも「適當ナル有志人夫ヲ寄附」させるようにするから、早く堤防工事を始めてもらいたい、という要望となったのである。それ程この地域は、水害多発地帯であつたのである。

第113表は、明治以降松川増水によって被害が発生した主なものだけを拾い上げたものである。

この表が示す通り大きな被害は、七、八、九月に襲う集中豪雨によって生ずるものが多い。中でも、大正二年八月二十七日の豪雨による増水は、測定開始以来の最高水位一五尺五寸（四・七メートル）を記録した。

ではこうした状況の中で、治水工事の進捗状況はどうであつたのだろうか。以下、このことを述べてみよう。

第113表 明治～昭和初年までの水害発生状況
(『長井市年表』より作成)

年 月 日	記 事	最高水位
明治 2・7・13	風雨強く洪水	
3・8・13	最上川洪水	
7・9・13	内陸河川氾濫	
8 7 7	1ヶ月降雨つづく 7日水害発生	
12 6 26	最上川氾濫	
13 4	〃 洪水	
15 9 10	豪 雨	
21 4	3月以来降雨つづく	
27 12 11	夜来の雨で洪水	
32 7 19	洪水西郡被害大	
35 9 28	大雨、増水1丈五尺	10尺5寸
36 8 7	野川大氾濫	※13尺5寸
37 7 26	各河川増水被害	11尺
38 8 1	大雨増水被害大	12尺5寸
40 3 21	野川・白川洪水	7尺5寸
40 8 27	松川増水・浸水	※12尺5寸
42 4 6	最上川大洪水	11尺2寸
〃 8 10	白川大洪水	11尺
大正 2 8 27	豪雨被害大	15尺5寸
3 7 10	白川・野川増水	11尺
4 4 13	本・支流増水	11尺5寸
10 8 7	増水1丈余被害大	10尺1寸
14 7 8	夜来ノ雨被害大	
15 8	白川・野川増水	
昭和 4 5 24	最上川出水	
5・7・4	県下一帯豪雨	
7 7 19	} 2日つづき大雨増水	
〃 〃 20		

(注) 水位は広野観測所記録による
※標識流出のため見積水位

(2) 護岸工事 (内務省工事)

河川の増水による水害について述べたが、こうした状況に対し、国や県は如何なる対策を建ててきたのであるか。

一口に言えば、余り意を用いて来なかったと言つてよからう。それは治水に要する費用が蓄み、県だけでは出来ず、国もまた全国の河川に対して治水工事を施せば莫大な費用となり、何れにしても、地元負担の形で多額の出費が見込まれることに原因があった。

明治二十六年一月の県会で、それまで最上川護岸工事の場合は県税七分以内の補助で、残りは地元町村負担であったものを、県税負担で行うことが決議され、知事も同意して実施に移り、工事は著しく進展した。

当時政府は、明治十七年から二十八年までの一二年間で、最上川河身改修工事を進めていた。しかし、思うようにはかどらず、その上、二十二年の第一回国会では予算も大巾に縮小されたので、山形県議会は代表を送って工事の早期実現を要望したが、実現に至らないでいた。

県議会は、県の対策と実績をもって、国に改修工事の早期完了併せて工事の継続延長を陳情した。その結果、二十八年終了予定が三十五年度までに延長とはなったが、三十二年度現在で、予定の半分にも達していない状態であった。しかも最上川改修工事の主力がいつも下流（清川村以北）であり、中流・上流は殆ど手がつかない状態であった。特に上流の松川筋は、県費支弁すら行なわれず、町村負担であった。その実態に対し、県議会は大正三年度通常県会に於いて、「最上川上流松川筋治水工事を県費にて起工速成ノ件」を決議し、知事に意見書を提出している。

その後県は五ヶ年計画を建て、大正六年より二、五〇〇万円の予算で、根本治水を図った。しかしこの計画も、昭和七年九月の内務大臣宛の「清川村以北ノ改修促進ニ関スル意見書」、昭和八年十二月の知事宛の「最上川支流ノ改修促進意見書」などが提出されているのを見ると、依然として上流は手がつかないでいたようであるから、水害があれば、その補修に町村が苦慮するのは当然のことであった。

(3) 水 防 団

戦前まで水防業務は、消防団が兼ねていた。つまり災害全般を、消防団が受け持っていた。しかし、時代の推移と共に水防業務も計画性が要求され、新たに水防団が組織された。だが、一つの町村に於ける災害対策団体な

ので、実質会員は消防団員と同じで、条例の細部なども、消防団条例に準じているのが多かった。次の条例は、昭和二十四年三月二十九日議決された荒砥町水防団設置条例である。

荒砥町水防団設置条例

第一条 本町に荒砥町水防団を設置する。

第二条 水防団の定員は二三二人とし、その区分は左による

団 長 一人

副 団 長 一人

分 団 長 一〇人

副分団長 一六人

その他団員 二〇四人

第三条 水防団員は本町消防団員がこれに任ずるものとす。

第四条 水防に要する設備並びに資材は、水防本部委員長の意見を聴いて、町がこれを備えなければならない。

第五条 水防団長は洪水の危険が切迫し、水防の必要があると認めるときは、速かに水防作業を開始しなければならない。この定例に定めるものの外、消防団設置条例に準ずるものとする。

附 則

この条例は布告の日からこれを施行する。

〔荒砥町
書〕

水防団は不時の災害に備え、増水期が近づくと土のうを準備したり、また水害訓練や遭難者の救助訓練などに精を出し、万全の備えをかためていた。

台風・霜
害・雪 害

台風のうち、雨台風の方が被害が大きくなるが、これは前述したので、ここでは省く。風台風は一般に屋根が飛ばされたり、立木が倒されたり、あるいは稲が倒伏したりする。当地にかな

りの被害を与えた台風としては、昭和九年九月二十一日の室戸台風、同二十四年八月三十一日のキティ台風などがあげられる。明治・大正期にも、強い台風の通過があったのであろうが、台風観測技術が不十分で資料的には

多くはでてこない。

霜害と雪害は、北国特有の天災である。春の晩霜によって最も被害がでるのは桑園で、春蚕に大きな打撃を与える。養蚕は一般に、春蚕・初秋蚕・晩秋蚕（晩々秋蚕も飼う場合がある）と三回飼育するが、このうち、春蚕が飼育農家数に於いても、収繭量からみても最も多い。従って、晩霜によって桑の新芽が「やかれる」ことは、当地にとっては大きな打撃で、直接その年の生活に影響する。だから春霜の降りそうな夜は、農家の人たちは徹夜で防霜作業に取り組んだ。ぼろ切れや莖などを掻き集め、桑園の傍で燃やして霜を防ぐのであるが、その時の気持ちは悲壮そのものであった。

霜害にあった記録も数多いが、明治四十四年春の霜害は、その中でも特にひどいものがあつた。霜害は僅かの地形の差、標高差でちがいがでてくるが、この年は殆ど全域が被害を受けたから、現金収入が少なくなり、米を買い手が出来ない人も多くなり、そのために各区の区有籾の貸し出し、安米売り嘆願が例年より多くでている（第114表）。

第114表 蚕桑村区有籾貸付表（A）

地 区	借受延人数 人	借受俵数 俵
山 口	144	654
西横田尻	65	349
東横田尻	49	239
計	258	1,242

〔明治45年1月～6月〕

蚕桑村区有籾貸付表（B）

地 区	借受延人数 人	借受俵数 俵
山 口	176	420
西横田尻	49	273
東横田尻	41	205
計	266	898

〔明治43年1月～6月〕

四十五年度の場合は、この表の他に安米売嘆願が一八名から出されている。安米売りの値段はおよそ半値で、一俵三円であつた。安米売嘆願をしている者の家族数は、九〇一人が多く、三〇四人の場合は許可になっていない。霜害の被害が大きいのは、桑園の他に果樹である。比較的早い桜桃（サクランボ）が最も被り易く、潰滅的な打撃を受けることが多い。資料に見えるものでは、昭和二十八年四月二十五日の霜害があり、この年は六割減という惨状であつた。



第 71 図：昭和 38 年豪雪被害

霜害もまた大きい。豪雪による被害は桑園・果樹園に多く、特に果樹は若木・成木の区別なく枝を折られ、幹を裂かれて全滅することさえある。最近の雪害で最大のものは、昭和三十八年であろう。この年の豪雪（三八豪雪という）で、山口地区開拓地のリンゴ園が全滅した。昭和三十一年度から七年間営々として励み、開拓地の浮沈をかけて育てあげた果樹園で、明年からは三百箱前後のリンゴの出荷が可能、と喜び合っていた矢先の出来事であった。

霜害といい雪害といい、北国の天災は悲惨である。

3 伝染病とその対策

伝染病の実態 伝染病の恐ろしさは過去も現在も変わらないが、医学が今程進んでいなかった明治初期から大正にかけては、尚

更のことであつた。しかも明治初期から中期にかけては、虎列刺（コ

レラ）などの恐るべき伝染病が発生して、人々を震えあがらせた。『米沢大年表』によれば、明治十二年白布高湯にコレラが発生し、それが米沢市に蔓延して死者数百名に及んでいる。感染すると激しい嘔吐と下痢を伴うこの病気は、致死率も高いので恐れられ、人々はその防除に躍起となった。鮎貝村文書によれば、明治十三年二月二十八日付で、コレラによって死亡したときは、その死体並びに吐瀉物は焼却すること、そのため、焼却場を各

組一ヶ所または各村一ヶ所設置するように、との郡役所より各戸長宛通達が出されている。この通達は、米沢におけるコレラの流行に関連して出されたものである。

コレラ患者並びに類似コレラは、当地方にも発生している。明治十二年（一八七九）十月、箕和田村の者が罹患し、村中に迷惑をかけたとして詫状が出されており、同十五年九月八日には、横田尻に類似コレラが発生し、そのため馬場村・石那田村に避病院が開設されている。

こうした状況を見て、山形県は明治二十八年八月二十日付で、告諭の形で次のようなコレラに対する注意書を県下各市町村に布達した。

第一類 食ス間敷種類

蛸 烏賊 蟹 海老 いわし 鯖 ひらめ 鮪 鯛 数の子 なまこ たにし 鯨 いるか なまり節 こんにやく
石花菜^{トコロテン} 貝類 油揚物類 西瓜 まくわうり 南瓜 未熟及び腐敗に傾きたる果物 蝕痕なき松茸、しめじ、椎茸を
除く茸類 とうきび

第二類 多食ス間敷種類

うなぎ そば 冷素麵 果物 にしん 干鱈 塩鮭^{しおびき} 塩鱒^{しおます} 青豆 団子 餅 氷水 濁酒

注 意 項 目

- 一、 家宅内外常ニ掃除スルコト
- 一、 糞便ハ一週間毎ニ汲取ルコト
- 一、 吐瀉物アルトキハ速ニ医師ノ診療ヲ受クルト同時ニ可届出コト
- 一、 飲料水ハ可成煮沸シタルモノヲ用ユルコト
- 一、 飲食物ハ口腹ニ慣レタルモノヲ用ユルコト
- 一、 飲食物ニハ常ニ蓋ヲナシ蠅ノ群集ヲ防クコト
- 一、 眠ルトキハ腹巻ヲ為シ腹部ノ冷ヘサル様ニナスヘキコト

この注意書によると、まことに幼稚な対策と思えるが、医療技術も未熟な時代であってみれば、首肯できよう。コレラが発生したと聞けば、その土地に近づくなど通知を出すのが、手っ取り早い対策であった。従って人々は頼るものもないから、米沢市赤芝に見られるように、「虎列刺菩薩碑」（明治十二年建立）を建てて、コレラの猖獗しょうけつを防ごうと計らざるを得なくなる。このように、明治初期から中期にかけて、コレラは非常に恐ろしい伝染病であった。

コレラの発生について、その後の資料が見つからず明らかではないが、大正八年七月二十一日付で、鮎貝村長より村内各区長・組宛に、「コレラが三府一八県に蔓延しており、病勢益々熾烈を極めているので流行季に入る折りは特に注意せよ。」と通知が出されている。

腸室扶期（腸チフス）なども、恐ろしい伝染病であった。第115表は明治十四年における西置賜郡内の、腸チフス・赤痢・ジフテリア・痘瘡の発生並びに治療状況を示すものである。

当時は腸チフスの発生が比較的多く、死亡者も少なくはなかった。この地での発生もあったことであろうが、細部は不明である。

明治四十二年に滝野に腸チフスが発生し、二名が罹患している。この時はただちに隔離病舎を開設して治療に当たったので、蔓延することなく済んだ。そのため、滝野区長は長井警察署長より賞盃を賜わっている。ただ患者は死亡し火葬に付されている。

このように伝染病の発生は、区の、村の、重大問題であったから、それぞれの担当役所は常に注意を怠ることがなかった。次の文は明治十八年七月、麻疹（はしか）流行の際の戸長役場から村捨代人・組頭宛の通達である。

第 115 表 明治 14 年度西置賜郡内伝染病発生状況

区 分	病名 治 療	腸チフス					赤痢				ジフテリア				痘瘡				
		旧 患	新 患	患者 計	全 治	死 亡	未 治	旧 患	新 患	全 治	未 治	旧 患	新 患	全 治	未 治	旧 患	新 患	全 治	未 治
明治14年 1月1日 } 8月31日	男	0	16	16	9	1	6					3	1	2	死亡2				
	女	0	3	3	1	1	1		1	1		1		1	" 1				
" 9月1日 } 9月15日	男	6	1	7	1		6						1		" 1				
	女	1	2	3			3						1	1			1		1
" 9月16日 } 10月21日	男	6	4	10	2	1	7												
	女	3	1	4	1		3									1		1	
" 10月22日 } 11月10日	男	7	2	9	1	1	7						1		1				
	女	3	4	7	1	1	5												
" 11月11日 } 11月30日	男	7	2	9	1		8					1			1				
	女	5		5			5												
" 12月1日 } 12月31日	男	8	2	10	2	1	7					1	7	6	2				
	女	5	3	8	1		7						2		2				

(萩野村文書)

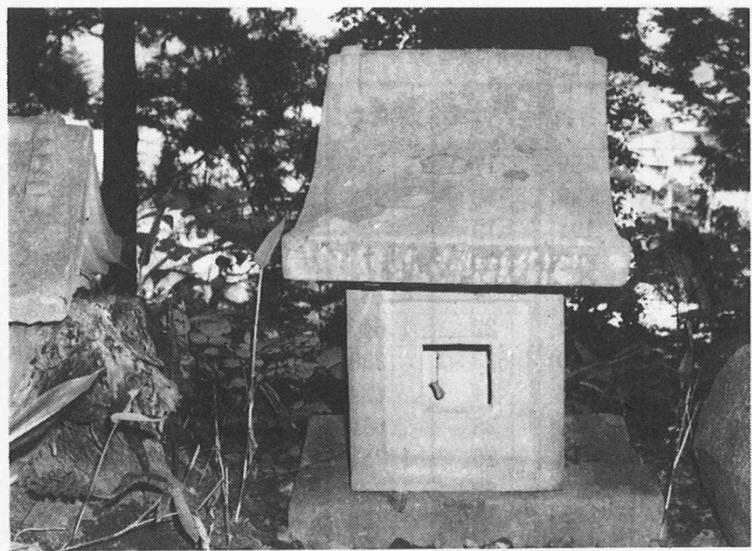
麻疹病流行候儀予テ其筋報告之次第
モ有之処既ニ当郡ニ於テモ追々流行
之模様有之不容易儀ニ候精々注意可
致旨衛第十二号ヲ以テ郡達相成候条
此旨相心得夫々予防方法注意スヘキ
ハ勿論若シ小児等風邪ノ心地ニシテ
温熱ノ気差シ或ハ気色常ナラサルト
キハ直ニ医師ノ診療ヲ要スヘキ旨扱
下人民へ達方可取計此旨相達候事
明治十八年七月廿日
鮎貝村外四ヶ村
戸長 役場

鮎貝村捻代人
鈴木 七十郎 殿
全 大組頭
御中

〔鮎貝村
文書〕

この達しによると、如何に細部にお
たつて注意を喚起していたかが、よく
窺い知ることができると。

痘瘡もまた、流行病（ハヤリヤマイ）
として恐れられていた。鮎貝八幡神社
社務所裏に、本庄家で祀っていた痘瘡



第72図：疱瘡神（鮎貝八幡宮）

神と言われる小祠があるように、当地にも以前はかなり流行していた時があつたのであろう。さればこそ上杉藩でも、安政二年（一八五五）十一月に「種痘之命」なるものを出している。

今年疱瘡流行之処置方悪敷相成あやまち有之由被聞召御痛被思召候然処
近來うへ疱瘡いたし候得はのがれ候由に付別紙之面々之右懸り被仰付候
間疱瘡前之者うへ候而其禍を免れ候様被仰出候事
十一月

種痘懸

外様法体

三 瀧 白 圭

同 外科

堀 内 忠 亮

近郷懸り

伊 東 昇 迪

町医師

矢 尾 板 道 迪

太 宰 恵 迪

山 口 竜 玄 庵

近 鈴 木 玄 庵

〔『山形県史』資料篇⁴
「御条目留帳及令達留」〕

別紙之通被仰出候間得其意下々迄可申付候

これは疱瘡には、「うえ疱瘡」が効くから、まだ疱瘡に罹患していない者は、早く係り医師の所の行ってうえ
てもらおうようにという達しである。ジェンナーの種痘法が初めて日本に紹介された嘉永二年（一八四九）の、六

年後の達しである。

明治に入ってからからは、種痘医は各町村一名ずつ郡役所より任命されている。明治二十三年二月開会の、蚕桑村会に於ける報告書〔文蚕桑村書村〕によると、横田尻の芳賀中一が種痘医に任命されているが、この村会の際、種痘医・村医の手当三円は安過ぎるから、五円にすべきだという提案がなされている。

(三番議員)

疫神除元三大師トカ云フモノヘモ戸毎ニ五厘七厘ノ初尾ヲ上ケルハ人情ナルニマシテ村医トナツテ五百戸以上モ保護シアルモノナレハ元山(ママ)大師ノ比ニアラサルヘシ依テ一戸壹銭位ハ余計デモアルマイト考ヘル

〔文萩野村書村〕

元三大師のお札は、この後も民間に根強く残り、農家の入口に貼られていた。医者代は高いものと考えていた人が多かったから、こうした俗信に頼るのもやむを得ないことかも知れない。

医学の進歩並びに伝染病対策の普及により、遂年伝染病患者が少なくなり、病気の種類も変ってきた。近年ではコレラ、疱瘡などは殆ど発生していないが、逆に赤痢などは患者数も多くなり、しかも年間通して発生をみるようになった。第116表は、大正元年から昭和四十五年までの、山形県下の赤痢患者数である。

第116表 山形県内赤痢患者発生状況

年次	患者数	年次	患者数
大正1年	99	17	152
2	70	18	267
3	191	19	422
4	22	20	974
5	146	21	4,532
6	94	22	1,647
7	10	23	238
8	8	24	434
9	29	25	612
10	23	26	1,851
11	7	27	1,737
12	26	28	1,306
13	21	29	1,857
14	25	30	1,968
15	16	31	1,715
昭和2年	9	32	1,822
3	92	33	2,185
4	99	34	1,936
5	58	35	1,392
6	13	36	1,721
7	27	37	1,104
8	22	38	915
9	42	39	835
10	84	40	1,559
11	75	41	564
12	129	42	1,023
13	110	43	232
14	166	44	135
15	128	45	335
16	154		

(昭和45年度『山形県衛生統計年報』)

第117表 白鷹町における伝染病発生状況 白鷹町役場保健衛生課調

昭 和 年 次	畜産地区					粘粒地区					十王地区		嶺山地区					泉根地区			
	赤痢	日熱	ジフテリア	猩紅熱	パラチフス	赤痢	ジフテリア	猩紅熱	急性性髄膜炎	腸チフス	赤痢	日熱	猩紅熱	赤痢	日熱	猩紅熱	赤痢	ジフテリア	猩紅熱		
昭33			高玉1										1						浅立1 庄野1		
34			高玉1			粘粒1	粘粒1						3		中山2	庄野1		中山1	浅立4 庄野1 時島2	時島2	
35	横田尻1		山口1			粘粒1	粘粒1 深山1											針生1	浅立1 時島2	時島4	
36			山口1			粘粒5							3	2		庄野12			萩野5 中山1	時島5	庄野1 時島3
37										高玉1		庄野甲 下山1							中山4	時島4	庄野3 時島4
38			西高1				深山6						大湖1	下山1					中山1	時島5 杉野5	時島1
39			高玉1							庄野甲1									庄野2	時島5	時島1
40					高玉1					高玉1										浅立1 時島2	
41			山 横田尻1			粘粒1															
42						粘粒2													萩野4		時島2
44			高玉1 横田尻1			粘粒4 高玉1 深山2				庄野甲4 乙3 高玉4 下山3 大湖1								萩野30 庄野2 中山2	浅立7 庄野4 時島8		
45										庄野乙1											
47			横田尻3 山口7																		
49										庄野甲17 乙5											
50								粘粒1													
51					山口1																

第119表 白鷹町における法定・指定伝染病発生状況

年次	病名	昭和(年)							
		39	40	41	42	43	44	45	
赤痢	患者	3	5	8	6		33		
	死亡								
疑似赤痢	患者			4	1		2		
	死亡								
腸チフス	患者			1					
	死亡								
猩紅熱	患者	1	1		2				
	死亡								
ジフテリア	患者	1							
	死亡								
日本脳炎	患者	1							
	死亡	1							

(「山形県衛生統計年報」により作成)

第118表 長井保健所管内赤痢発生状況

年次	月別	昭和(年)					
		39	40	41	42	43	44
	1月	1	11	1	2		1
	2月		7	4	3		
	3月	4	2	1	8	2	
	4月	1	4	1	3		2
	5月	5	13	6	1		8
	6月	6	8	3			2
	7月	1	12	3	2	2	35
	8月	7	137		4	1	2
	9月	3	12	2	12		
	10月		8				
	11月	1	13	1	3		
	12月	5	19	3	1		
	計	34	246	25	39	5	50

(「山形県衛生統計年報」により作成)

この表より明らかのように、第二次大戦後から急激に増加しているが、これは戦前と比較して食生活が変わったこと、検査技術が格段に進歩したので、たやすく発見出来るようになったことなどにも起因する。これを長井保健所管内及び白鷹町について見ると、次のようである（第117・118・119表）。

(1) 避病院開設

伝染病
防除対策

伝染病に生命を奪われる率の高かった頃の、伝染病に対する恐怖心は、現在の人たちには想像もつかないものだったらしい。従って、患者が発生すれば、何はともあれまず隔離した。隔離病舎、つまり避病院を開設するわけである。

初期の伝染病避病院は、そう大規模なものではなく、明治三十三年三月の滝野の避病院は、桁行八間、梁間二間半で約二〇坪程度のものであった。また十王村のものは、木羽葺平屋造の、間口二間四尺、奥行九間半で、建坪二五坪三合のもの一棟、間口二間半、奥行六間、建坪一五坪のもの一棟、それに一坪に満たない便所が付いている程度のものであった。だが建物は粗末でも、伝染病が流行すれば直ぐ使えるように管理しておくことも大切であったから、病院管理の責任をもつ町村役場は、郡役所や担当区長と連絡をとって万全を期していた。次の資料は、白鷹村役場より萩野区長宛の通達である。

明治四十一年六月一日

白鷹村役場

萩野区長 安 部 四右衛門 殿

左記之通郡役所ヨリ通牒相成候ニ付準備相成候様御取計相成度候也

発一第三八二号

五月三十日

伝染病隔離病舎ハ常ニ掃除修理シ何時開設スルモ差支ナキ様諸般ノ準備ヲ為スヘキヲ往々管理ヲ怠ル向有之候条此際

不都合無之様準備相成度

〔文萩野書村〕

こうして、態勢はとつていても、いざ病氣発生となると、そこで働く人の苦労はたいへんなものがあつた。まして伝染病避病院であるから、従業員の感染もあり得る。十王村文書中に、次のような「十王村伝染病予防救治ニ従事スル者ノ手当金支給条例」がある。

十王村伝染病予防救治ニ従事スル者ノ手当金支給条例

第一条 本村ニ於テ伝染病予防救治ニ従事スルモノ公務ニ依リ病毒ニ感染シ又ハ之ニ基因シテ死亡シタルトキハ本条例ノ定ムル所ニ依リ手当金ヲ支給ス

第二条 手当金ハ左ノ四種トス

(一)療治科 (二)給助料 (三)吊祭料 (四)遺族扶助料

第三条 病毒ニ感染シタル者ニハ療治料ヲ給ス感染者治癒シタルトキハ給助料ヲ給シ死亡シタルトキハ其遺族ニ吊祭料ヲ給シ死亡シタルトキハ其遺族ニ吊祭料及遺族扶助料ヲ給シ遺族ナキトキハ葬儀ヲ行フ者ニ吊祭料ヲ給ス遺族中遺族扶助料ヲ受クベキ順位ハ明治二十三年法律第四十四号官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第四条 療治料給助料吊祭料遺族扶助料ハ村会ノ決議ヲ経テ別表ノ範圍ニ依リ一時之ヲ給ス療治料ハ本村ニ於テ感染者ヲ治療シタルトキハ之ヲ給セス

第五条 本村吏員ニシテ事務員ヲ兼ネタルトキハ其ノ本職ノ額ヲ給シ予防委員タル医師ニハ予防委員ノ額ヲ給ス

幸い、伝染病治療に當つた人が感染死亡という事故はなかつたようであるが、入院患者発生のも都度往診する医師も苦労が多かつた。当時、伝染病患者と診断されることを嫌い、少々の病状は隠蔽しようとする傾向も強かつたので、役場、医師当局者はその啓蒙にも気を配らねばならず、目に見えない苦労があつたものと推察される。しかし、昭和二十年代までは流水を日常生活に利用していた当地方であるから、腸チフスのような経口伝染病は、一度発生すれば水路添いに蔓延の危険があつた。事実、何回となく発生し、その度毎に幾人もの患者が芋蔓式に

第120表 十王村伝染病関係諸経費

種目	村長	助役	医師	書記	豫防委員	事務員	看護人	諸雇人
療治料	一日五十銭以上 二百以下	〃	〃	〃	〃	〃	一日三十銭以上 一円五十銭以下	〃
給助料	五十円以上 百五十円以下	四十円以上 百二十円以下	〃	〃	三十円以上 百円以下	〃	二十円以上 六十円以下	〃
吊祭料	十円以上 五十円以下	〃	〃	〃	〃	〃	五十円以上 三十円以下	〃
遺族扶助料	二十円以上 百五十円以下	〃	〃	十円以上 百円以下	〃	〃	十円以上 七十円以下	〃

(十王村文書より)

避病院に運び込まれ行つた。患者は、戸板のようなものに乗せられ、親類縁者の手を借りて運ばれた。病院での生活について体験者は、次のように語っている。

あれは大正十一年の年だったな。腸チフスに罹つてよ。親族衆にたすけてもらつて運ばれたなよ。八畳間二つ位のどこぶつ通しにして、そこさ六、七人入つたな。食事は作つてもらつてよ。病人だもの、炊事などできないがら。勿論家の人も入られないごで。うん、扱い人か？多分村で雇つた人でないかな、二、三人女の人がいて、食事

やら身の廻りの世話してくれたな。その人は普段は家で仕事して、患者が発生すると頼まれて、病院に来るなであつたな。うん、扱い人もたいへんだつたごで。

一番いやな思ひは何と言つても死人が出た時だったな。直ぐその場で入棺してネコミネ（注、地名）さ運んで火葬するわけだ。それ見てるのはいやだったな。そのせいだべな。快くなつた後も、ネコミネ通らないやでな。気持悪くてよ。ほだ、ほだ。火葬しんなは伝染病で死んだ人ばかりだもの。普通の人は皆土葬だったから。

〔十王、志鎌
実三郎氏談〕

避病院当時の医療費は一切町村負担で、この話者の語る通り、患者発生に応じて看護人を村で雇い入れた。勿

第121表 西置賜伝染病院建設目論見及町村
分担金一覧表(東根村文書による)

建設費及財源目論見表 (計算基礎40床、1床当り6坪、1坪当り5万円初度設備共)	
項 目	金 額
建設費総額	12,600,000円
補助見込額	8,400,000円
起債見込額	2,100,000円
関係町村負担額	2,100,000円

町 村 別 分 担 金 内 訳

町村名	金 額	町村名	金 額
長井町	1,365,000円	十王村	21,714円
長井村	60,522	白鷹村	35,605.50
西根村	69,268.50	蚕桑村	64,197
平野村	43,764	東根村	55,156.50
伊佐沢村	33,694.50	豊田村	60,081
荒砥町	65,961	豊原村	81,616.50
鮎貝村	61,771.50	豊川村	49,717.50
		添川村	31,930.50
		計	2,100,000円

備考
町村分担については、長井町が全額の65%、残り35%につき、他町村が人口割70%、資力割20%、平等割10%の割合にて分担。

荒砥町役場文書によれば、共同経営の場合、その費用は各町村に一定割合で賦課してあり、荒砥共済病院については、荒砥町四、東根村三、白鷹村二、十王村一の割合であった。ただし、伝染病患者入院のために要した費用は、患者が発生した町村負担としていた。こうした形態は、鮎貝・蚕桑地区も同様で、現在の鮎貝駅前新野医院は共同避病院で

論正式の看護婦ではなく、一般の主婦である。ただ、講習会などに派遣して看護人として養成していた様である。避病院経営も、なかなかたいへんであった。そこで各町村の共同経営に移り、大正十三、四年より、荒砥町・東根村・白鷹村・十王村の一町三ヶ村は、荒砥町他三ヶ村伝染病院組合を組織し、病院を貝生川辺(旧五十嵐医院)に建て、避病院の共同経営に乗り出した。昭和八年五月二十四日、名称を荒砥共済病院と改称、火葬場も経営した。

あった。昭和二十八年六月、避病院共同経営の形は本郡全体に拡がり、長井町・長井村・西根村・蚕桑村・鮎貝村・荒砥町・十王村・白鷹村・東根村・平野村・豊田村・豊原村・添川村・豊川村・伊佐沢村の二町一三ヶ村は、西置賜郡伝染病院組合を設置し、長井公立病院内に隔離病棟が新設され、進歩した現代医学のもとで治療を施すことになった。その経費は規約により詳細に規定し、平等割・資力・人口比例などを加味した方法で、各町村に分賦されている（第121表）。これにより、荒砥共済病院組合は、昭和二十九年九月解散することになった。

(2) 予防体制

① 衛生検査

伝染病の恐ろしさを思えば思う程、その予防の重要性が痛感させられた。国も又その予防に力を入れ、生活環境を良くするため清潔法を公布し、春秋二回の大掃除を義務づけた。公布当時は警察署の管轄であったから、警察署員が戸毎に巡回検査し、検査合格の家には検査済の証紙を貼っていった。特に春の検査が厳しかったので、四月下旬から五月初めの晴れた日は、何処の家でも大掃除で、障子をはずし、畳をはがして埃をはたく音がにぎやかに聞こえた。

衛生検査は明治初期から実施していた様で、次のような通達が出ている。

各 村 戸 長
衛 生 委 員

最早雪消陽気發達之候ニモ相成ニツイテハ家屋内外ハ勿論溝渠等ヲ掃除泥浚シ空氣及ヒ流水ノ疎通ヲ能クシ不快ノ臭
氣ヲ防キ各自健康ノ害ナキ様夫々注意可致此旨相達候事

明治十四年五月四日

西置賜郡役所
〔文萩野書村〕

第122表 衛生委員組合一覽 (A)

第三組	第二組	第一組	組
小 国 郷	広馬下中 野場山山 ・浅石・佐 立那・之 ・森田・原 ・大 野瀨	草岡・河原沢・勸進代 白兎・五十川・高玉 横田尻・山口・鮎貝 黒鴨・深山・栃窪 高岡・畔藤・萩野 中山・十王・菖蒲 下山・佐之原・大瀨	傘下町村 郡南地方

衛生委員名簿 (B)

村名	委員	村名	委員
高玉	高橋与四郎	十王	渋谷角右工門
横田尻	丸川作平	滝野	海老名三郎
山口	植木右内	馬場	松田専太郎
鮎貝	鈴木彦六	同	芳賀彦右工門
深山	青木太左工門	石那田	長谷部祐四郎
黒鴨	原田徳治郎	同	佐藤文造
高岡	芳賀与惣治	畔藤	梅津長三郎
下山	渡辺市右工門	同	菅間惣次郎
萩野	紺野清一郎	同	紺野久右工門
同	清野弥惣治	広野	新野仙次
中山	佐藤八造	浅立	高橋七郎左工門

この達しにある衛生委員は、当時の村に一乃至二名が選挙で選ばれており、衛生面を担当していたが、各村毎では非能率であったことから、衛生委員組合をあることから、衛生委員組合を結成している。組合傘下の村名及び、衛生委員名は第122表の通りである。

② 衛生組合

衛生面担当の組織としては、

前記衛生委員組合があつたが、住民活動は何と言ってもそこに住む村民一人一人が参加しなければ効果は薄い。村民による衛生組合が必要なのである。

衛生組合の組織について資料的に明らかなものに、白鷹村大字萩野衛生組合がある。この組合の規約は、明治二十三年十月に制定されて届け出をしているが、後、白鷹村各字毎の衛生組合と同一規約に纏められたと考えられる。以下、届け出された萩野衛生組の規約を転記する。

白鷹村大字萩野衛生組合規約書

伝染病予防ノ為メ一大字ヲ四組ニ分割シ各組内ニ衛生組頭一名ヲ撰定シ規約ヲ設ケタル左ノ如シ

第壹条 家宅郊内ハ不潔ナキ様日毎ニ掃除スルコト

- 第三式条 浴室ヲ清浄ニシ兩便所及流シ尻リ溝渠芥溜等ノ掃除ヲ怠ルベカラス
- 第三條 瀦水濁水ハ不潔ナルヲ以テ飲料ヲ禁ス仮令清水氷雪ト雖モ渴ニ乗シテ頓服シ且ツ多ク飲ム可カラス
- 第四條 臭氣ノ放ル魚類ヲ禁シ日常ノ飲食物ト雖モ過飲過食セザルコト
- 第五條 瓜西瓜其他水菓子類ニ注意シ殊ニ未熟ナル者禁止スヘシ
- 第六條 汗及垢染タル衣裳ハ洗濯シ且ツ湿シタル衣裳ヲ着用ス可ラス
- 第七條 有毒地方ヨリ輸ル所ノ諸品及書状ノ如キモ一定消毒法ヲ怠ル可カラス
- 第八條 伝染病ニ類スル病ニ罹リタルモノアルトキハ直チニ組頭へ急報シ医師の治療ヲ請フコト
- 第九條 避病院ノ位置ハ三千式拾八番地ト定メ置ク事
- 第十條 死屍焼場排泄物焼棄埋却場ハ三千式拾七番地ト相定ム
- 第十一條 運搬人夫ノ員數ハ仮ニ四人ト定ム
- 第十二條 看護人の員數ハ仮ニ三人ト定ム
- 第十三條 伝染病アル地ヨリ来人若クハ帰來スル者アル家ニハ殊更ニ注意ヲ為スコト
- 第十四條 組合ニ於テ前条ヲ相定ムル規約ヲ違背シタル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ違約金ヲ処スルモノトス
- 第十五條 衛生組頭ハ前条ニ定ムル規約ヲ管理スル事
- 右之条々堅ク相守ルヘキ事
- 右之通り組織仕候間此段御届申上候也

明治廿三年十月

白鷹村大字萩野壺番組

紺野長兵衛 ⑩

同 式番組

竹田吉 ⑩

同 三番組

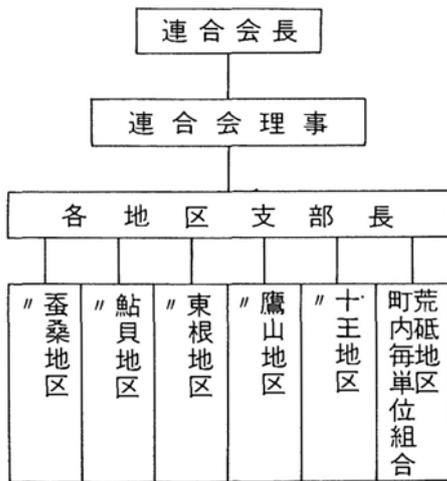
安部四右衛門 ⑩

同 四番組

守谷吉衛門 ⑩

白鷹村長 人見其次殿

〔萩野書村文〕



第 73 図 衛生組合連合会組織図

この規約は見る通り、体裁的には立派とは言えず、衛生上の注意書のようなものであるが、逆にまた、そうした稚拙さの中に、自分たちで考え、作りあげようとした意欲と、最も切実な要望とが汲みとれる。さきにも述べた通り、この規約は整備され、萩野・滝野・中山各組合共通のものとなったらしく、新しい規約には地名、事務所番地のみ書き入れるようになっていた。新規約の中から、重要条項のみ抜粋しておく。

衛生組合規則（抜粋）

- 第一条 衛生組合ハ隣保相戒メ清潔方法消毒方法其他伝染病ノ予防救治ニ関スル事項ヲ協同施行スルヲ以テ目的トス
- 第三条 区域内ノ住民ハ其組合員トス
- 第五条 衛生組合ノ規約ハ村長ノ許可ヲ受クルモノトス其変更ヲ要スルトキ亦同じ
- 第八条 役員ノ選挙ハ組合員ノ互選トス任期ハ満四年トス但シ満二十五年未滿ノ男子女子ハ役員トナルコトヲ得ス

〔前掲文書〕

衛生組合の活動成果は規約で定まるものでは勿論ないが、こうした規約の整備により、住民の衛生面に対する認識が高まったのは事実であろう。しかし、科学的な知識水準の低さもあり、本当の意味での衛生組合活動が始まったのは、第二次大戦後の昭和二十一年以後である。敗戦という貴重な体験を通して、衛生面が真剣に見直されるようになった。特に婦人会を中心とした新生活運動は、私達の周囲から蚊や蠅を駆除しようという地味ながら重要な活動が展開され、周期的に蠅駆除の消毒が実行に移された。これらの活動に対し各町村が全面的に協力し、指導したことは勿論で、消毒薬などの経費一切を負担した。

第 123 表 白鷹町連合会事業内容
(昭和 51 年度の場合)

事業	内 容
伝染病予防	予防接種の趣旨普及
結核予防	結核検診の啓蒙
成人病予防	血圧、胃、婦人科検診の勧奨 食生活改善
環境衛生	そ族昆虫駆除の実施、物資幹施下水 道推進に対する協力
指導者研修	支部長、組合長研修会開催
献血運動の推進	町の目標達成に協力
川をきれいにす る県民運動推進	自主活動として県の事業に協力

しかし、問題がなかったわけではない。婦人会がどのようにな一生懸命になっても、力が及ばない面もあった。例えば蠅駆除一つとってみても、一斉に実施し、蠅の発生し易い場所全部を消毒しなければ効果は半減する。しかし、忙しさからつい消毒を延期したり、手を省いたりすることもあって、担当者を落胆させた。そうした中から、この運動を真に効果的なものにするには地域ぐるみ、町ぐるみで実施しなければ駄目だという認識が強まった。こうして誕生したのが衛生組合である。

衛生組合は、各地区町内毎に組織された。町内長が組合長になり、その区域の衛生業務を担当した。行政区毎の組織になって、効果は目に見えて上昇した。

衛生組合活動は昭和四十一年連合会が組織され、白鷹町一本になることによって更に効果的になり、結核検診に見られるように、当初一〇パーセント台であった受診率が、現在九〇パーセントと大巾上昇を示すに至っている。第 73 図及び第 123 表は、衛生組合連合会の組織と主要事業内容である。

この衛生組合の活動資金の大部分は、各戸負担によったことも特徴の一つで、それによって衛生思想の普及定着化が促進された。当然のことながら、町予算からも補助金が交付され、この活動に対する援助がなされてきた。